

## 福祉のまちづくり条例の概要

高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりの推進を図るため、本県では全国に先駆けて平成4年に「福祉のまちづくり条例」を制定し、平成5年から施行している。

条例では福祉・教育施設や公共施設、住宅等の整備基準を定め、施設のバリアフリー化や高齢者等に配慮した住宅整備の促進を図っている。

### 高齢者や障害者に配慮した施設の整備

#### 1 特定施設の整備

福祉施設、店舗、駅、公園などの特定施設を新・改築等する場合は「特定施設整備基準」を遵守しなければならない。

特定施設を新・改築等する場合は、事前に市町へ届け出なければならない。（小規模購買施設等も同様）

#### 2 小規模購買施設等の施設の整備

用途面積が100平方メートル未満の店舗など生活に密着した身近な施設〔小規模購買施設等の施設〕は、「小規模購買施設等整備基準」に適合するよう努めなければならない。

#### 3 公共車両の整備

鉄道車両や路線バスは、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めなければならない。

#### 4 住宅の整備

すべての住宅は、「住宅整備基準」に基づいて整備に努めなければならない。

1棟あたり21戸以上の共同住宅を建築する場合は、事前に市町へ届け出なければならない。

条例の対象施設		主な整備基準	
<b>特定施設</b> ・公益的施設 社会福祉・医療・教育文化施設、官公庁、駅、100㎡以上の店舗等 ・公共施設 道路、公園等 ・共同住宅等 21戸以上の共同住宅、3,000㎡以上の事務所等 <b>小規模購買施設等</b> ・100㎡未満の、物品販売店舗、飲食店等住宅等 ・戸建て・長屋住宅、共同住宅の専用部分		<b>（箇所）</b> <b>（整備基準）</b> 敷地内通路 視覚障害者誘導用ブロックの設置、段差の解消 等 外部出入口 幅員の確保 等 廊下 幅員の確保 等 階段 手すりの設置 等 エレベーター かごの大きさの確保 等 便所 車いすで利用できる便所の設置 等 駐車場 車いす利用者用区画の設置 等	
条例の仕組み		条例の施行経過	
整備基準適合 建築届出 工事完了届出 県の指導・助言 県の検査・適合証交付 県の勧告・公表 県の報告徴収 整備計画提出	特定施設 遵守義務	小規模購買施設等・住宅 努力義務 {住宅は共同住宅のみ {住宅は共同住宅・供給事業者のみ {住宅は供給事業者のみ	平成元年 整備指針の策定 ↓ 平成4年 『福祉のまちづくり条例』制定 (平成6年 ↓ 「ハートビル法」制定) ↓ 平成8年 条例改正(住宅整備基準の制定等) (平成12年 ↓ 「交通バリアフリー法」制定) ↓ 平成14年 条例改正(小規模購買施設等の制定等) (平成18年 ↓ 「バリアフリー法」制定)

# 福祉のまちづくり条例

制定	平成4年10月9日	条例第37号
施行	平成5年10月1日	
改正	平成8年3月27日	条例第7号
施行	平成9年4月1日	
改正	平成14年3月27日	条例第24号
施行	平成14年10月1日	

## 目次

前文

第1章 総則（第1条 第6条）

第2章 福祉のまちづくり基本方針等（第7条 第11条）

第3章 特定施設等の整備

第1節 特定施設の整備（第12条 第24条）

第1節の2 小規模購買施設等の施設の整備（第24条の2 第24条の8）

第2節 公共車両の整備（第25条・第26条）

第3節 住宅の整備（第27条 第33条）

第4章 雑則（第34条 第37条）

附則

すべての人々が、一人の人間として尊重され、等しく社会参加の機会を持つことにより自己実現を果たせる社会の構築こそ、人類の願いであり、我々に課せられた重大な責務である。

いま、21世紀の超高齢社会を迎えるに当たり、こころ豊かな兵庫の実現に向け、高齢者や障害者を含むすべての県民がいいきと生活できる福祉のまちづくりを強力に推進していかなければならない。

ここに我々は、思いやりの心がふれあう福祉のまちづくりの理想を高く掲げ、県民一人一人が手を携え、共に生きる心のきずなを確かめあいながら、その実現に向けて全力を挙げて取り組む決意の下、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（定義）

**第1条** この条例において「高齢者等」とは、高齢者、心身障害者その他心身機能の低下した者をいう。

2 この条例において「公益的施設」とは、社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育文化施設、購買施設、公共の交通機関の施設その他の県民の共同の福祉又は利便のための施設で規則で定めるものをいう。

3 この条例において「公共施設」とは、道路、公園その他の公共の用に供する施設で規則で定めるものをいう。

4 この条例において「共同住宅等の施設」とは、共同住宅、寄宿舍、事務所及び工場で規則で定める規模以上のものをいう。

5 この条例において「特定施設」とは、公益的施設、公共施設及び共同住宅等の施設をいう。

6 この条例において「小規模購買施設等の施設」とは、公益的施設に該当しない小規模の購買施設その他の県民の共同の福祉又は利便のための施設で規則で定めるものをいう。

7 この条例において「公共車両」とは、鉄道の車両及び乗合自動車で規則で定めるものをいう。

（県の責務）

**第2条** 県は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策を援助し、かつ、その総合調整を図るものとする。

（市町の責務）

**第3条** 市町は、当該地域の状況に応じた福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

（県民の責務）

**第4条** 県民は、福祉のまちづくりに関して理解を深め、意識の高揚を図り、自ら進んで生活の自立と能力の発揮に努め、かつ、相互に協力して高齢者等が安心して生活できる地域社会の形成に努めるとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

2 県民は、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

（事業者の責務）

**第5条** 事業者は、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、自ら所有し、又は管理する施設について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう努め、かつ、県民と協力して高齢者等が安心して生活できる地域社会の形成に努めるとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(福祉のまちづくりの総合的推進)

- 第6条** 県、市町、県民及び事業者は、福祉のまちづくりに関するそれぞれの責務を自覚し、一体となってその推進体制を整備し、福祉のまちづくりの実現を図るものとする。
- 2 県及び市町は、地域社会における県民相互の交流及び連帯の促進並びに高齢者等の健康及び福祉の増進に関する拠点の体系的な整備を通じて、福祉のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。
  - 3 県及び市町は、市街地開発事業その他規則で定める事業の実施の機会をとらえて、福祉のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

## 第2章 福祉のまちづくり基本方針等

(福祉のまちづくり基本方針)

- 第7条** 県は、福祉のまちづくり基本方針を定めるものとする。

(福祉教育の推進)

- 第8条** 県は、高齢者等に対する理解と思いやりのある児童を育成するための福祉教育を推進するものとする。

(県民の意識の高揚等)

- 第9条** 県は、県民及び事業者に対し、福祉のまちづくりに関する意識の高揚及び知識の普及に努めるものとする。

- 2 県は、市町、県民及び事業者に対し、福祉のまちづくりに関する必要な情報の提供、指導又は助言を行うものとする。

(住民の意識の高揚等)

- 第10条** 市町は、住民及び事業者に対し、当該地域の福祉のまちづくりに関する意識の高揚に努めるものとする。

- 2 市町は、住民及び事業者に対し、当該地域の福祉のまちづくりに関する必要な指導又は助言を行うものとする。

(財政措置)

- 第11条** 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第3章 特定施設等の整備

### 第1節 特定施設の整備

(特定施設のあり方)

- 第12条** 特定施設は、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備されたものでなければならない。

(特定施設整備基準)

- 第13条** 知事は、特定施設の構造及び設備の整備について必要な基準(以下「特定施設整備基準」という。)を定めるものとする。

- 2 前項の基準は、次に掲げる事項について特定施設の種類の区分に応じて規則で定めるものとする。

(1) 車いすで通行できる傾斜路の設置

(2) 車いすで通行できる幅員の確保

(3) 視覚障害者誘導用ブロックの設置その他の高齢者等の利用に配慮した誘導又は案内の設備の設置

(4) 階段の手すりの設置

(5) 車いすで利用できるエレベーター、便所及び駐車場の設置

(6) 前各号に掲げるもののほか、高齢者等の利用に配慮すべき事項

(特定施設整備基準の遵守)

- 第14条** 公益的施設若しくは共同住宅等の施設の建築、大規模の修繕、大規模の模様替え若しくは用途の変更(用途を変更して、公益的施設又は共同住宅等の施設とする場合を含む。以下同じ。)又は公共施設の新設若しくは改築等(以下「特定施設の建築等」という。)をしようとする者は、特定施設整備基準を遵守しなければならない。

(特定施設の建築等の届出)

- 第15条** 特定施設の建築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該特定施設の建築等の内容を知事に届け出なければならない。

(指導又は助言)

- 第16条** 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定施設が特定施設整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(特定施設の建築等の内容の変更)

- 第17条** 前2条の規定は、特定施設の建築等の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(工事の完了の届出)

- 第18条** 第15条(第17条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定施設の建築等の工事を完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定施設に関する検査)

- 第19条** 知事は、前条の規定による届出に係る特定施設が、特定施設整備基準に適合しているかどうかを検査するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による検査をした場合において、当該特定施設が特定施設整備基準に適合していると認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定める適合証を交付するものとする。

( 勧告 )

**第20条** 知事は、特定施設の建築等をしようとする者が第15条の規定に違反して特定施設の建築等の工事に着手したとき又は当該工事に関して不正又は不誠実な行為をしたと認めるときは、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

( 国等に関する特例 )

**第21条** 国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が行う特定施設の建築等については、第15条の規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、当該特定施設の建築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があった場合において、当該通知に係る特定施設が特定施設整備基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請を行うことができる。

( 整備努力義務 )

**第22条** 特定施設整備基準が設定された日前に現に存する特定施設の所有者又は管理者(特定施設の建築等の工事に着手している所有者又は管理者を含む。)は、当該特定施設について、特定施設整備基準に適合するようその整備に努めなければならない。

( 調査等 )

**第23条** 特定施設整備基準が設定された日前に現に存する公益的施設及び公共施設の所有者又は管理者(公益的施設の建築、大規模の修繕、大規模の模様替え若しくは用途の変更若しくは公共施設の新設若しくは改築等の工事に着手している所有者又は管理者を含む。以下「公益的施設等の所有者等」という。)は、当該公益的施設又は公共施設が特定施設整備基準に適合しているかどうかについて調査し、その整備状況を把握しておかなければならない。

( 報告の徴収等 )

**第24条** 知事は、必要があると認めるときは、公益的施設等の所有者等に対し、当該公益的施設及び公共施設の整備状況の報告又は整備計画の提出を求めることができる。

2 知事は、前項の整備状況の報告又は整備計画の提出があったときは、公益的施設等の所有者等に対し、特定施設整備基準に基づき、必要な指導若しくは助言又は要請を行うことができる。

## 第1節の2 小規模購買施設等の施設の整備

( 小規模購買施設等整備基準 )

**第24条の2** 知事は、小規模購買施設等の施設の構造及び設備の整備について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮すべき事項に係る基準(以下「小規模購買施設等整備基準」という。)を規則で定めるものとする。

( 整備努力義務 )

**第24条の3** 小規模購買施設等の施設の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替え(以下「小規模購買施設等の施設の建築等」という。)をしようとする者及び小規模購買施設等の施設の所有者又は管理者(以下「小規模購買施設等の施設の所有者等」という。)は、当該小規模購買施設等の施設について、小規模購買施設等整備基準に適合するようその整備に努めなければならない。

( 小規模購買施設等の施設の建築等の届出 )

**第24条の4** 小規模購買施設等の施設の建築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該小規模購買施設等の施設の建築等の内容を知事に届け出なければならない。

( 指導又は助言 )

**第24条の5** 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る小規模購買施設等の施設が小規模購買施設等整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

( 小規模購買施設等の施設の建築等の内容の変更 )

**第24条の6** 前2条の規定は、小規模購買施設等の施設の建築等の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

( 国等に関する特例 )

**第24条の7** 国等が行う小規模購買施設等の施設の建築等については、第24条の4の規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、当該小規模購買施設等の施設の建築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があった場合において、当該通知に係る小規模購買施設等の施設が小規模購買施設等整備基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請を行うことができる。

( 報告の徴収等 )

**第24条の8** 知事は、必要があると認めるときは、小規模購買施設等の施設の所有者等に対し、当該小規模購買施設等の施設の整備状況の報告を求めることができる。

2 知事は、前項の整備状況の報告があったときは、当該小規模購買施設等の施設の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

## 第2節 公共車両の整備

(整備努力義務)

**第25条** 公共車両の所有者又は管理者(以下「公共車両の所有者等」という。)は、その所有し、又は管理する公共車両について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

(報告の徴収等)

**第26条** 知事は、必要があると認めるときは、公共車両の所有者等に対し、当該公共車両の整備状況の報告を求めることができる。

2 知事は、前項の整備状況の報告があったときは、公共車両の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

## 第3節 住宅の整備

(住宅整備基準)

**第27条** 知事は、住宅の構造及び設備の整備について高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮すべき基準(以下「住宅整備基準」という。)を規則で定めるものとする。

(整備努力義務)

**第28条** 県民は、その所有する住宅について、住宅整備基準に適合するよう自らの心身機能の低下等に対応し、又は備えて、その整備に努めなければならない。

2 住宅を供給する事業者は、当該住宅について、住宅整備基準に適合するようその整備に努めなければならない。

(共同住宅の建築等の届出)

**第29条** 共同住宅(規則で定める規模以上のものに限る。以下同じ。)の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替え(以下「共同住宅の建築等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該共同住宅の建築等の内容を知事に届け出なければならない。

(指導又は助言)

**第30条** 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る共同住宅が住宅整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(共同住宅の建築等の内容の変更)

**第31条** 前2条の規定は、共同住宅の建築等の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(国等に関する特例)

**第32条** 国等が行う共同住宅の建築等については、第29条の規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、当該共同住宅の建築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があった場合において、当該通知に係る共同住宅が住宅整備基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請を行うことができる。

(報告の徴収等)

**第33条** 知事は、必要があると認めるときは、住宅を供給する事業者に対し、当該住宅の整備状況の報告を求めることができる。

2 知事は、前項の整備状況の報告があったときは、当該住宅を供給する事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

## 第4章 雑則

(表彰)

**第34条** 知事は、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うものとする。

(公表)

**第35条** 知事は、第20条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、当該勧告を受けた者の氏名、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

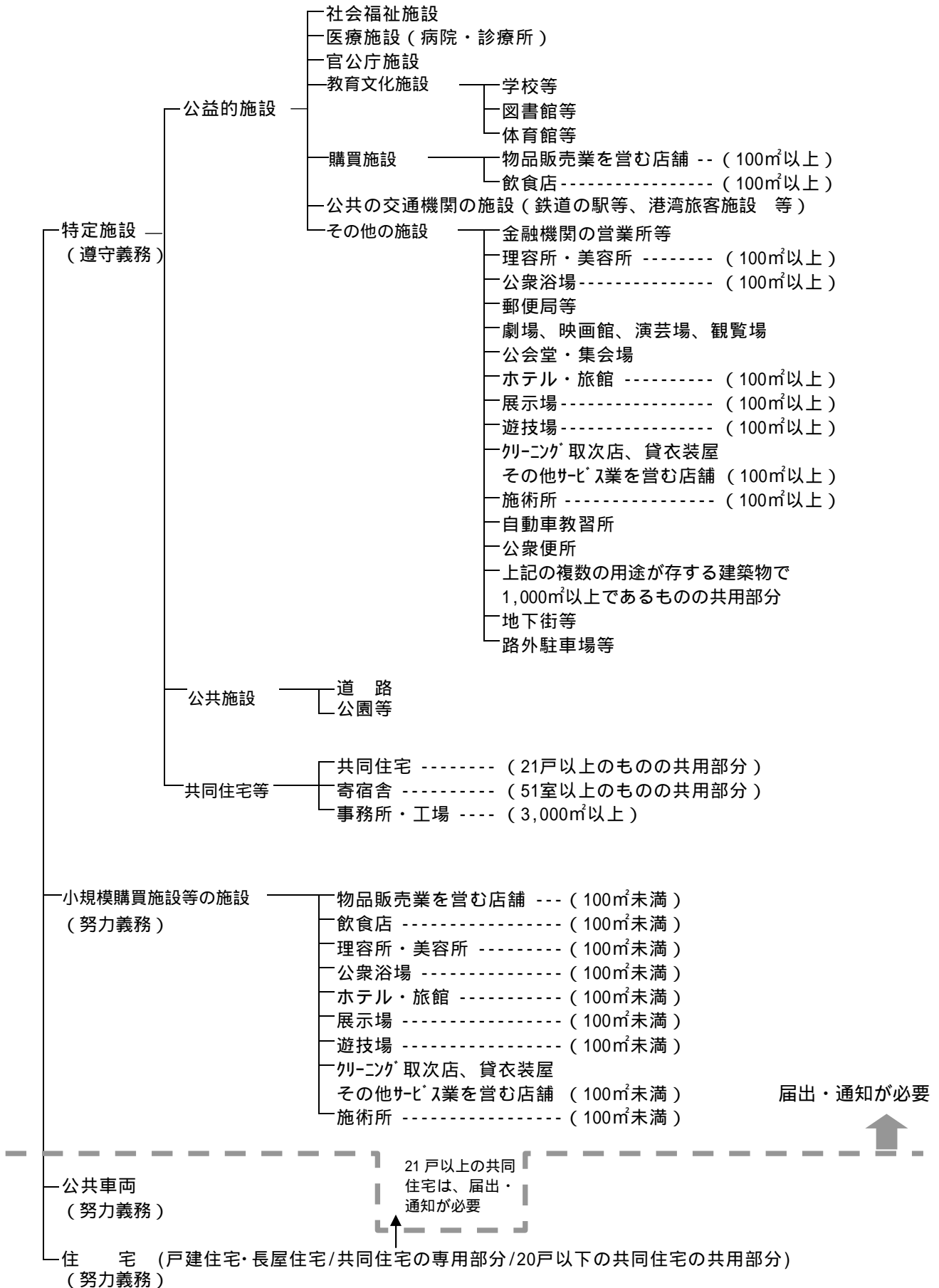
(条例の適用除外)

**第36条** 公益的施設、公共施設若しくは共同住宅等の施設、小規模購買施設等の施設又は住宅の整備に関して、第13条から第21条まで及び前条の規定、第24条の2から第24条の7までの規定又は第27条から第32条までの規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している規則で定める市町の区域における公益的施設、公共施設若しくは共同住宅等の施設、小規模購買施設等の施設又は住宅の整備に係るこれらの規定の適用については、規則で定める。

(補則)

**第37条** この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

# 福祉のまちづくり条例の整備対象施設



目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本方針等（第3条 第7条）
- 第3章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第8条 第24条）
- 第4章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施（第25条 第40条）
- 第5章 移動等円滑化経路協定（第41条 第51条）
- 第6章 雑則（第52条 第58条）
- 第7章 罰則（第59条 第64条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれら間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
  - イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
  - ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第23号八において同じ。）
  - ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び一般乗用旅客自動車運送事業者
  - ニ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナル事業を営む者
  - ホ 海上運送法（昭和24年法律第187号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び

- 日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号二において同じ。）を営む者
- ヘ 航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）
- ト イからへまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの
- 五 旅客施設 次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
  - イ 鉄道事業法による鉄道施設
  - ロ 軌道法による軌道施設
  - ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル
  - ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）
  - ホ 航空旅客ターミナル施設
- 六 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。
- 七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第5条第1項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）
- 八 道路管理者 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。
- 九 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。
- 十 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。
- 十一 特定路外駐車場 駐車場法第2条第二号に規定する路外駐車場（道路法第2条第2項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）
- 十二 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。
- 十三 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。
- 十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

十五 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第一号に規定する建築物をいう。

十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

二十 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

ロ 生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。)を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十二 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

二十三 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

ハ 特定車両(軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。)を床面の低いものとするなどその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十四 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業(これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。)をいう。

イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業

二十五 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十六 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

二十七 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物(第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。)の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

ロ 特定建築物(特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。)における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法(昭和35年法律第105号)第9条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示(第36条第2項において「信号機等」という。)の同法第4条第1項の規定による設置に関する事業

ロ 違法駐車行為(道路交通法第51条の2第1項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。)に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

## 第2章 基本方針等

(基本方針)

第3条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
- 二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項
- 三 第25条第1項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項
  - イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項
  - ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
- ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項
- ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項



ホ ニに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

四 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

- 3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（略）

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（施設設置管理者等の責務）

第6条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（国民の責務）

第7条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。

第3章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

（公共交通事業者等の基準適合義務等）

第8条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずよう努めなければならない。
- 4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 5 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

（道路管理者の基準適合義務等）

第10条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路を除く。）を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（略）

（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）

第11条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第53条第2項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（公園管理者等の基準適合義務等）

第13条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第5条第1項の規定による許可の申請があった場合には、

同法第4条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。

- 3 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 4 公園管理者等は、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

- 第14条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
  - 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第1項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
  - 4 前3項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。
  - 5 建築主等（第1項から第3項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第17条第3項第1号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特別特定建築物に係る基準適合命令等）

- 第15条 所管行政庁は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（略）

（特定建築物の建築主等の努力義務等）

- 第16条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第1項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建

築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 所管行政庁は、特定建築物について前2項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

#### 第4章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

（移動等円滑化基本構想）

第25条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（第5項を除き、以下「基本構想」という。）を作成することができる。

- 2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
  - 二 重点整備地区の位置及び区域
  - 三 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
  - 四 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項（旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。）
  - 五 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
- 3 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想到当該特定旅客施設を前項第三号及び第四号の生活関連施設として定めなければならない。
- 4 基本構想には、道路法第12条ただし書及び第15条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「昭和39年道路法改正法」という。）附則第3項の規定にかかわらず、国道（道路法第3条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）又は都道府県道（道路法第3条第三号の都道府県道をいう。第32条第1項において同じ。）（道路法第12条ただし書及び第15条並びに昭和39年道路法改正法附則第3項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第17条第1項又は第2項の規定により同条第1項の指定市又は同条第2項の指定市以外の市が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第32条において同じ。）を定めることができる。

- 5 第1項の基本的な構想は、都市計画及び都市計画法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法第2条第4項の基本構想に即したものでなければならない。
- 6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、次条第1項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)と協議をしなければならない。
- 8 市町村は、次条第1項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。
- 9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 10 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。
- 11 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 12 第6項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

(協議会)

- 第26条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
  - 一 基本構想を作成しようとする市町村
  - 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
  - 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第1項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議会を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(基本構想の作成等の提案)

- 第27条 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者
  - 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

## 第7章 罰則

- 第59条 第9条第3項、第12条第3項又は第15条第1項の規定による命令に違反した者は、300万円以下の罰金に処する。
- 第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。
  - 一 第9条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - 二 第38条第4項の規定による命令に違反した者
  - 三 第53条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第61条 第12条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の罰金に処する。
- 第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
  - 一 第20条第2項の規定に違反して、表示を付した者
  - 二 第53条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
  - 一 第53条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
  - 二 第53条第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第59条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。